

## 平成25年第2回川本町議会定例会会議録

(最終日) 平成25年6月19日 午前9時30分開議

議 長	それでは定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。
々	去る14日に開会されました第2回定例会も本日最終日となりました。 皆様方には連日、熱心にご審議をいただき、誠にありがとうございました。
々	ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので会議は成立致しました。
々	それではただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配布しているとおりでございます。
々	日程第1、「委員長報告」を議題と致します。 総務教民常任委員長から「請願審査結果報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。
々	総務教民常任委員長の報告をお願い致します。 8番、圓山総務教民常任委員長。
8番 圓山総務教 民常任委員 長	平成25年6月19日。川本町議会議長 大畑茂久殿。 総務教民常任委員会委員長 圓山達雄。 請願審査結果報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。 記、1、受理番号、請願第2号（平成25年）。 件名、過労死防止基本法制定に関する意見書の提出を求める請願。 付託年月日、平成25年6月14日。 審査年月日、平成25年6月14日。 審査の結果、採択とすべきもの。
々	2、受理番号、請願第3号（平成25年）。 件名、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願。 付託年月日、平成25年6月14日。 審査年月日、平成25年6月14日。 審査の結果、採択とすべきもの。
々	以上であります。

- 議 長 以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。
- 々 そう致しますと、「請願第2号」に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 々 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 々 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
「請願第2号、過労死防止基本法制定に関する意見書の提出を求める請願」  
に対する委員長報告は「採択すべきもの」であります。  
この「請願第2号」に対し、「採択」することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「請願第2号」は委員長報告のとおり、「採択」することに決定  
致しました。
- 々 続きまして、「請願第3号」に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 々 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 々 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
「請願第3号、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出を求める請  
願」に対する委員長報告は「採択すべきもの」であります。  
この「請願第3号」に対し、「採択」することに賛成の皆さんの挙手を求め  
ます。

議 長 挙手「全員」であります。

々 よって、「請願第3号」は委員長報告のとおり、「採択」とすることに決定致しました。

々 以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。

々 続いて、産建町民常任委員長から「陳情審査結果報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。

々 3番、植田産建町民常任委員長。

3番 平成25年6月19日。川本町議会議長 大畑茂久殿。  
植田産建町 産建町民常任委員会委員長 植田昌平。  
民常任委員 陳情審査結果報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。  
長 記、1、受理番号、陳情第1号（平成25年）。  
件名、町道の認定について。  
付託年月日、平成25年3月8日。  
審査年月日、平成25年6月14日。  
審査の結果、不採択とすべきもの。

々 以上です。

議 長 以上で、産建町民常任委員長の報告を終わります。

々 「陳情第1号」に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

々 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

々 討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
「陳情第1号、町道の認定について」に対する委員長報告は「不採択とすべきもの」であります。

議 長           この「陳情第1号」に対し、「不採択」することに賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「全員」であります。

々               よって、「陳情第1号」は委員長報告のとおり、「不採択」とすることに決定しました。

々               以上で、産建町民常任委員長の報告を終わります。

々               それでは日程第2、「議案の訂正について」の件を議題と致します。  
                  「議案第43号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第44号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の訂正の件を議題と致します。

々               提案者である町長から「議案訂正申出書」が提出されました。

々               はじめに、提案者から「議案第43号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の「訂正理由」の説明を求めます。番外三宅町長。

番外  
三宅町長       議案の訂正につきまして、説明申し上げます。  
                  平成25年6月14日に提出致しました、「議案第43号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案の訂正を致したいので申し出をするものでございます。  
                  訂正理由としましては、給与の減額措置につきまして、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については適用しないとすることを記載していなかったため、であります。  
                  次ページの附則、24項の規定は、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については適用しない、を追加するものでございます。  
                  今後は、議案の提出につきましては、しっかりと内部調査を行うよう指導して参りたいと思いますので、ご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長           ただいま「議案訂正申出書」の理由について説明がありました。

々               これに対して、質疑はございませんか。  
                  3番植田議員。

3番  
植田議員       この特別職の報酬でありますけれども、諮問委員会にかけて下がったものに対して、更に減額するという事ですので、本来、私は賛成ではありません

3番  
植田議員 でしたが、特別職の方からそこも下げたいという申し出があったので立派だ  
など思っていた訳ですが、このままでしたら当然、期末手当にまで反映して  
しまいますので、そこまでやるのはどうかと。職員さんの方はしっかりと  
反映させないと明記してあったのに3役の方は反映させるんだというふうな  
ものであって、これは可哀想だなど思っていたのですが、これは総務課長の  
策略かなと私は思っていた訳です。ですから私はこの訂正には「賛成」です。

議 長 質疑ではございませんね。  
(「はい」の声あり)

々 他に質疑がございますか。  
(「ありません」の声あり)

々 質疑なしと認めます。

々 これより「議案訂正申出書」に対する、「承認の賛否」を諮ります。  
この賛否は「挙手」により行います。

々 ただいまの「議案訂正申出書」に対して、「議案訂正」を承認される皆さ  
んの「挙手」を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって「議案第43号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関す  
る条例の一部を改正する条例の制定について」の訂正は、「議案訂正申出書」  
のとおり「議案訂正」することが、「承認」されました。

々 次に、「議案第44号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について」の「訂正理由」の説明を求めま  
す。番外三宅町長。

番外  
三宅町長 議案の訂正につきまして、説明申し上げます。  
平成25年6月14日に提出致しました、「議案第44号、教育委員会教育  
長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい  
て」、議案の訂正を致したいので申し出をするものでございます。

訂正理由としましては、給与の減額措置につきまして、期末手当の額の算  
出の基礎となる給料月額については適用しないとすることを記載していなか  
ったため、であります。

次ページの附則、17項の前項の規定は、期末手当の額の算出の基礎とな  
る給料月額については適用しない、を追加するものでございます。

番外  
三宅町長 　　今後は、議案の提出につきましては、しっかりと内部調査を行うよう指導して参りたいと思いますので、ご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長 　　ただいま「議案訂正申出書」の理由について説明がありました。

々 　　これに対して、質疑はございますか。  
（「ありません」の声あり）

々 　　質疑なしと認めます。

々 　　ただいまの「議案訂正申出書」に対して、「議案訂正」を承認される皆さんの「挙手」を求めます。

々 　　挙手「全員」であります。

々 　　よって「議案第44号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の訂正は、「議案訂正申出書」のとおり「議案訂正」することが、「承認」されました。

々 　　続きまして日程第3、「議案第41号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 　　これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 　　これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。「議案第41号」について賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 　　よって、「議案第41号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々 　　次に、日程第4、「議案第42号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 　　これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

- 議 長           これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第42号」について賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々               よって、「議案第42号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々               次に、日程第5、「議案第43号、特別職の職員で常勤のものの給与及び  
旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致し  
ます。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第43号」について賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々               よって、「議案第43号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々               次に、日程第6、「議案第44号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間  
等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致しま  
す。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第44号」について賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々               よって、「議案第44号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々               次に、日程第7、「議案第45号、職員の給与に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

- 議 長           これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第45号」について賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々               よって、「議案第45号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々               それでは次に、日程第8、「議案第46号、川本町国民健康保険税条例の  
一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々               これより質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々               これより討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々               これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。  
「議案第46号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々               よって「議案第46号」は原案のとおり「決定」致しました。
- 々               それでは次に、日程第9、「議案第47号、専決処分の承認を求めるこ  
とについて《平成24年度川本町一般会計補正予算（第7号）》」の件を議  
題と致します。
- 々               これより質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々               これより討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々               これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。  
「議案第47号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。



議 長 よって「議案第47号」は原案のとおり「決定」致しました。

々 それでは次に、日程第10、「議案第48号、専決処分の承認を求めることについて《平成24年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）》」の件を議題と致します。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第48号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって「議案第48号」は原案のとおり「決定」致しました。

々 次に、日程第11、「議案第49号、専決処分の承認を求めることについて《平成24年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）》」の件を議題と致します。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第49号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

- 議 長 よって「議案第49号」は原案のとおり「決定」致しました。
- 々 次に、日程第12、「議案第50号、平成25年度川本町一般会計補正予算（第2号）」の件を議題と致します。
- 々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。
- 々 「議案第50号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第50号」は原案のとおり「決定」致しました。
- 々 次に、日程第13、「議案第51号、平成25年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題と致します。
- 々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。
- 々 「議案第51号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第51号」は原案のとおり「決定」致しました。

議 長 次に、日程第14、「議案第52号、平成25年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題と致します。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第52号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって「議案第52号」は原案のとおり「決定」致しました。

々 次に、日程第15、「議案第53号、専決処分の承認を求めることについて《川本町課設置条例の一部を改正する条例の制定について》」の件を議題と致します。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第53号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって「議案第53号」は原案のとおり「決定」致しました。

々 次に、日程第16、「議案第54号、専決処分の承認を求めることについて

議 長 　　て《川本町税条例の一部を改正する条例の制定について》の件を議題と致します。

々 　　　　これより質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 　　　　これより討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 　　　　これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。

々 　　　　「議案第54号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 　　　　よって「議案第54号」は原案のとおり「決定」致しました。

々 　　　　次に、日程第17、「議案第55号、専決処分の承認を求めることについて《川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》」の件を議題と致します。

々 　　　　これより質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 　　　　これより討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 　　　　これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。

々 　　　　「議案第55号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 　　　　よって「議案第55号」は原案のとおり「決定」致しました。

々 　　　　次に、日程第18、「議案第56号、専決処分の承認を求めることについて

- 議 長        て《平成25年度川本町一般会計補正予算（第1号）》の件を議題と致します。
- 々            これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
              （「ありません」の声あり）  
              質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々            これより討論を行います。討論はありませんか。  
              （「ありません」の声あり）  
              討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々            これより採決に入ります。  
              この採決は「挙手」により行います。
- 々            「議案第56号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
              挙手「全員」であります。
- 々            よって「議案第56号」は原案のとおり「決定」致しました。
- 々            次に、日程第19、「議案第57号、専決処分の承認を求めることについて《損害賠償の額を定めることについて》」の件を議題と致します。
- 々            これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
              （「ありません」の声あり）  
              質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々            これより討論を行います。討論はありませんか。  
              （「ありません」の声あり）  
              討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々            これより採決に入ります。  
              この採決は「挙手」により行います。
- 々            「議案第57号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
              挙手「全員」であります。
- 々            よって「議案第57号」は原案のとおり「決定」致しました。
- 々            次に、日程第20、「発議第4号、過労死防止基本法制定に関する意見書の提出について」の件を議題と致します。

議 長

提出者から提案理由の説明を求めます。8番圓山議員。

8番

圓山議員

「発議第4号、過労死防止基本法制定に関する意見書」の提出について。

上記の議案を別紙のとおり川本町議会会議規則第13条の規定により提出致します。

平成25年6月19日提出。

提出者、川本町議会議員 圓山 達雄。賛成者、川本町議会議員 高良 敏幸。次ページでございます。

過労死防止基本法制定に関する意見書（案）。

「過労死」が社会問題となり、「k a r o s h i」が国際語となつてから四半世紀が経とうとしています。過労死が労災であると認定される数は増え続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいですが、過労死は、「過労自殺」も含めて広がる一方で、減少する気配はありません。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くし難いものがあり、また、まじめで誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとって大きな損失と言わなければなりません。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を超えて労働をさせてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指しています。しかし、当該規制は十分に機能していません。

昨今の雇用情勢の中、労働者はいくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではありません。また、個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があります。

このように、個人や家族・個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、その総合的な対策を積極的に行っていく必要があるのです。

国におかれては、上記の趣旨を踏まえ、下記の内容の法律【過労死防止基本法】を一日も早く制定されるよう強く求めます。

**【要望事項】**

1. 過労死はあつてはならないことを、国が宣言すること。
2. 過労死を無くすために、国・自治体・事業主の責務を明確にすること。
3. 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月19日。島根県邑智郡川本町議会。

なお、提出先は次ページに書いてありますので、ご覧頂きたいと思ひます。以上です。

議 長

以上で提案理由の説明を終わります。

議 長           これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
 （「ありません」の声あり）  
 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
 （「ありません」の声あり）  
 討論なしと認めます。討論を終結致します。

々               これより採決に入ります。  
 この採決は「挙手」により行います。

々               「発議第4号、過労死防止基本法制定に関する意見書の提出について」に  
 賛成の皆さんの挙手を求めます。

々               挙手「全員」であります。

々               よって「発議第4号」は原案のとおり「決定」を致しました。

々               次に、日程第21、「発議第5号、青少年健全育成基本法の制定を求める  
 意見書の提出について」の件を議題と致します。

々               提出者から提案理由の説明を求めます。8番圓山議員。

8番  
圓山議員       「発議第5号、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出について」。  
 上記の議案を別紙のとおり川本町議会会議規則第13条の規定により提出致  
 します。  
 平成25年6月19日提出。  
 提出者、川本町議会議員 圓山 達雄。賛成者、川本町議会議員 高良 敏幸。  
 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書（案）。  
 二十一世紀の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであり  
 ます。  
 しかしながら、今日我が国の相継ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、  
 青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児  
 童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道徳教育を排し、  
 人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題が指摘されてい  
 ます。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物  
 にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビ  
 の有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展  
 とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。この社会の現状を見る  
 とき、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」

8番  
圓山議員

という義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ないのであります。  
これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、今日では、その限界性が指摘されております。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守る為の国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。

特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えます。

上の内容を踏まえ、国会及び政府に、「青少年健全育成基本法の制定」を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月19日。島根県邑智郡川本町議会。

次ページに提出先が書いてありますので、ご覧頂きたいと思います。

以上です。

議 長

以上で提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々

これより討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。

々

「発議第5号、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々

挙手「全員」であります。

々

よって「発議第5号」は原案のとおり「決定」を致しました。

々

次に、日程第22、「閉会中の継続審査、調査の申し出について」の件を議題と致します。



議 長 各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付しておりますとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、そのように「決定」致しました。

々 次に、日程第23、「議員派遣の件について」の件を議題と致します。お手元に配付しておりますとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのように「決定」を致しました。

々 次に、日程第24、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外 平成25年第2回川本町議会定例会の閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。今回の定例会は6月14日から本日までの間、議員の皆様には終始、熱心にご審議をいただき、提案させていただきました17の議案を全て原案どおり議決、承認を賜りありがとうございました。一般質問や議案審議の過程でお寄せいただきました貴重なご意見、ご提言等は常に念頭において、これからも町民の皆様が安全で安心して生活できる事を町政の基本として、町政執行にあたりたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

天候不順な梅雨となっておりますが、水不足と同時にゲリラ的豪雨等の災害に備えていきたいというふうに考えております。又、こうした災害が無いことを願っております。季節はいよいよ暑さと共に、これから地域のイベントや祭り等が開催されます。議員各位におかれましては健康にくれぐれもご留意いただき、町政発展の為に益々ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了致しました。慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

々 これをもちまして、平成25年第2回川本町議会定例会を閉会と致します。皆様、たいへんご苦勞様でございました。

(午前10時12分)

この会議録は、川本町議会事務局長 宇山 廣繁 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員